

令和8年度 認可保育施設入所案内



◆お問い合わせ先◆

米子市役所 こども支援課 (ふれあいの里 1階)

電話：0859-23-5177

FAX：0859-23-5137

入所申込にあたって



認可保育施設（保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所・事業所内保育事業所等）は、保護者が「**保育が必要な事由**」に該当している場合のみ入所できます。認可保育施設に入所を希望される場合は、この入所案内に沿って申込みをしてください。

幼稚園や認定こども園（教育部分）に入所を希望される場合は、各施設に直接お申込みください。

保育の必要性の認定について



子ども・子育て支援新制度により、認可保育施設に入所を希望する場合は、**保育の必要性の認定（教育・保育給付認定（2号認定または3号認定））**を受けていただく必要があります。

教育・保育給付認定は、保育施設の入所申込みと同一様式で申請していただきます。原則、電子申請でのお申込みをお願いします。

保護者のいずれもが「**保育が必要な事由**」に該当する場合に認定され、認定された方には、「**支給認定証**」を交付しますので大切に保管してください。

【保育が必要な事由】

(1) 就労

労働することを常態（月60時間以上）としている場合

(2) 妊娠、出産

母親が出産準備や産後静養が必要な場合（出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月末まで）

(3) 疾病、負傷、障がい

病気、負傷、心身の障がいを有している場合

(4) 親族の介護、看護

親族（長期間入院を含む。）を常時（月60時間以上）介護または看護をしている場合

(5) 災害復旧

震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合

(6) 求職活動

求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合

（入所後90日目の属する月末までに就職することが条件）

(7) 就学

大学、専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む。）に通っている場合（月60時間以上）

(8) その他

その他やむを得ない事情があると市長が認める場合

*育児休業中の申込について

育児休業終了前に入所を希望される場合は、職場復帰日の1か月前からならし保育として入所できます。

なお、育児休業に係る子ども以外の児童も同じく1か月前から入所できます。

*育児休業中の上の子の継続入所について

継続入所児童（上の子）に限り、育児休業（就労後に妊娠がわかり退職した場合を含む。）を理由に育児休業対象児童（下の子）が満1歳になる年度末まで継続して入所することができます。

【認定区分】

「保育が必要な事由」を証明する書類に基づき、以下の認定区分等に認定します。

年齢	要件	認定区分	利用時間	利用施設
満3歳以上 の子ども	教育を希望される場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育部分）
	「保育が必要な事由」に該当して保育施設等での保育を希望される場合	2号認定	保育標準時間 または保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
満3歳未満 の子ども		3号認定	保育標準時間 または 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

※幼稚園等（幼稚園・認定こども園（教育部分））だけに入園を希望される場合（子どものための教育・保育給付1号認定に該当）は、希望される施設に直接入園の申込みをしてください。

※幼稚園等と認可保育施設を併願される場合は、幼稚園等の入園の申込みと、認可保育施設への入所の申込みの両方を行っていただく必要があります。

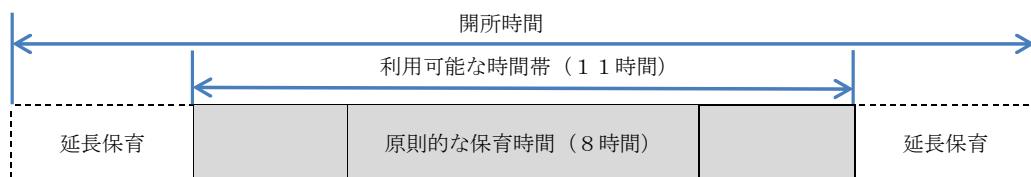
※2号認定・3号認定の方が入所できる施設は、「認可保育施設一覧」にてご確認ください。

【施設利用が可能な時間】

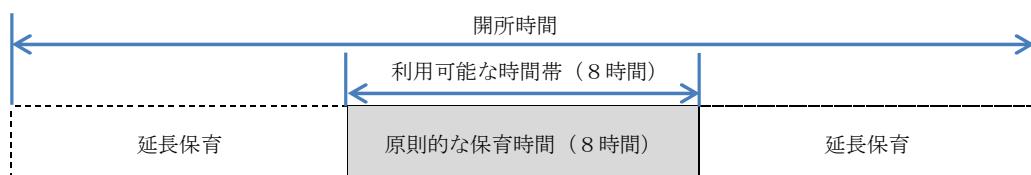
保育が必要な事由に応じ、認可保育施設の利用が可能な時間を以下のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。父母が、それぞれ保育標準時間と保育短時間に該当する場合は、保育短時間で認定します。

保育標準時間および保育短時間の利用可能な時間帯は各保育施設によって異なりますので、「認可保育施設一覧」にてご確認ください。また、開所時間内で延長保育を利用できます。なお、延長保育には保育料とは別に利用料がかかります。

○保育標準時間認定 1日11時間までの必要な時間に利用が可能



○保育短時間認定 1日8時間までの必要な時間に利用が可能



※シフト制や通勤時間の都合等で常態的に利用可能な時間帯を超える時は、保育標準時間認定に変更できる場合がありますので、こども支援課までご相談ください。

保育が必要な事由（父母の状況）	利用時間
就労（ <u>実労働時間※</u> が月120時間以上） 妊娠、出産 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護（介護および看護時間が月120時間以上） 災害復旧 就学（授業時間が月120時間以上） 育児休業（育児休業対象児童のきょうだいが継続入所する場合） その他（保育標準時間の利用を認められる場合）	保育標準時間 (1日11時間・週6日までの必要な時間に利用が可能) ※希望により、保育短時間の認定をすることができます。
就労（ <u>実労働時間※</u> が月60時間以上120時間未満） 親族の介護、看護（介護および看護時間が月60時間以上120時間未満） 求職活動 就学（授業時間が月60時間以上120時間未満） その他（保育短時間の利用を認められる場合）	保育短時間 (1日8時間・週6日までの必要な時間に利用が可能)

※実労働時間は、月間合計時間から休憩時間を除いた時間を指します。

今後の保育の需要により、保育が必要な事由ごとの利用時間が変わる場合がございます。

【認定の有効期間】

保育の必要性の認定には、有効期間がありますので、支給認定証をご確認ください。

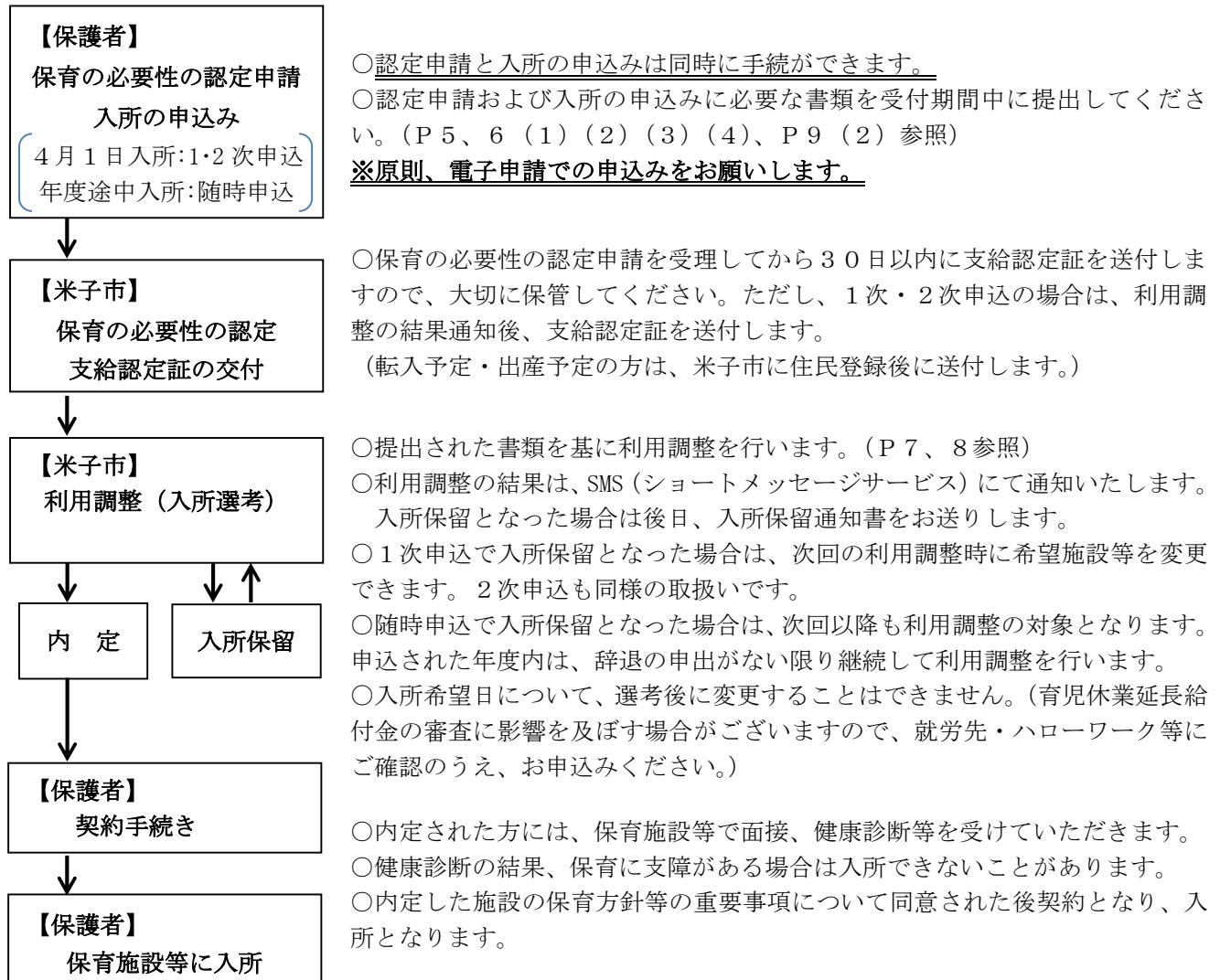
保育が必要な事由	認定の有効期間
就労 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護 災害復旧	添付書類の証明期間（雇用期間、診断書に記載されている期日等）または子どもの小学校就学前まで
妊娠、出産	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	認定した日から90日目の属する月の末日まで
就学	卒業予定日または修了予定日の属する月の末日まで
その他	市長が必要と認める期間

※3号認定の有効期間は、「満3歳に達する日の前日」か「上記の認定の有効期間」のいずれか早い日までです。

※保育が必要な事由に該当しなくなった場合や、米子市外に転出された場合は、認定は取り消されます。



入所までの流れ



○各施設の「保育施設等の概要」（保育方針や用品等）にて確認してください。米子市のホームページで確認できます。

○米子市外から転入した後、入所を希望される方

- ・米子市ホームページから電子申請していただけます。
- ・米子市ホームページから申請書をダウンロードして申請していただけます。



入所申込



1次、2次申込は、4月1日からの入所を希望される方が対象となります。4月2日以降に入所を希望される方は、随時申込での申込みをお願いします。なお、米子市外の保育所に広域入所の希望をされる場合は、こども支援課にご相談ください。

受付期間中に、電子申請での申込みをお願いします。（郵送の場合は必着です。）



（1）受付期間

【1次申込】

1 1月1日から11月30日まで（利用調整結果通知の送付時期：12月下旬～1月上旬）

【2次申込】

2月1日から2月16日までの間（利用調整結果通知の送付時期：2月下旬～3月上旬）

【随時申込】

2月17日以降（利用調整結果通知の送付時期：利用調整後随時）



以下の事項をご確認のうえ、受付期間中に申込みをしてください。

【注意事項】

※ご利用にあたっては、連絡の取れるメールアドレスの入力が必要です。

※メール受信拒否の設定等を行っている場合は、解除してください。

※以下の必要書類の画像データの添付が必要です。

事前に画像データをご準備のち、入力を行ってください。

※受付期間中、こども支援課（ふれあいの里1階）で電子申請のサポートを行います。

サポートが必要な方は、必要書類とスマートフォンをお持ちのうえ、こども支援課にお越しください。

（2）必要書類

・保育が必要な事由を証明する書類 ⇒ [P 6 \(4\) 参照](#)

※必要書類の各様式は米子市ホームページからダウンロード・印刷していただけます。また、こども支援課（ふれあいの里1階）でも配布しています。

・保育料の決定に必要な書類

○市内在住者の方

入所希望児童と同一住所に居住する方の中に、国民年金の障害基礎年金等の受給者がおられる場合は、障害基礎年金証書のコピーを提出してください。

○市外在住者の方

[P 1 1 の在宅障がい児（者）がいる世帯](#)に該当する場合は、それを証する書類（手帳のコピー等）を提出してください。また、保護者が海外で所得があった場合は、保育施設に内定した際に海外所得を証明する書類の提出をお願いすることができます。



（3）電子以外の申請方法について

希望に応じ、紙での申請も受け付けています。（2）の必要書類に加えて、以下の書類も提出してください。

【追加必要書類】

・子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書（2号・3号用）

・保育施設等入所に係る健康状態確認票（入所申込書の「11 健康状況」に☑有りとされた方のみ）

・ひとり親世帯申立書（ひとり親世帯に該当する方のみ）※事実婚はひとり親世帯に該当しません

■申請書等の配布場所

こども支援課（ふれあいの里1階）

※米子市ホームページからダウンロード・印刷していただけます。

■受付場所 ※紙による申請の場合

こども支援課（ふれあいの里1階）

※受付期間の間で、月～金曜日の 9:00～17:00（土曜、日曜日・祝日を除く）

(4) 保育が必要な事由を証明する書類

子どもと生計を同じにする父母（事実婚も含む。）のそれぞれの「保育が必要な事由」を証明する書類を、申請書と一緒に提出してください。

また、きょうだいで申込みの場合はそれぞれの申請書に提出書類を添付してください。

保育が必要な事由	提出書類
就労している方（自営業、内定含む）	会社・団体等での勤務者⇒就労証明書 自営業者及び自営業協力者等⇒就労証明書（本人が記載）と本人が業務を行っていることがわかる書類（確定申告書、営業許可証、開業届、登記事項証明、請負契約書等の写しのいずれか） ※就労証明書の有効期限は、証明日から3か月となりますので、それまでに申込してください。また、コピーをなかよし学級の申請に利用できます。有効期限内は原本を保管することを推奨します。
出産の準備、静養が必要な方	母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の確認できる部分）
病気の方	診断書
病気等の親族を介護、看護している方	診断書または介護保険被保険者証のコピー、介護・看護申立書※
心身障がいのある方	診断書、療育手帳のコピー、障害年金受給中の方は障害年金証書のコピー（自立支援医療受給者証、障害者手帳等のコピーは、提出不要。）
心身障がいのある親族を介護、看護している方	介護・看護申立書※
災害に遭われた方	り災証明書
求職活動（予定）をしている方	求職活動申立書※
起業準備をしている方	求職活動申立書※、起業準備中であることを確認できる書類（事業計画書のコピー等）
学校に通われている方	在学証明書、就学申立書※
配偶者と離婚調停中で別居している方	調停受付票のコピーまたは裁判所からの呼出状のコピー
上記以外の事由で保育できない方	事由を証明する書類

※印のついた書類について、電子申請の場合は添付不要です。（電子申請の入力項目により申し立てていただきます。）



利用調整(入所選考)



提出された書類等を基に、次のとおり基準指数を定め利用調整を行います。希望者多数の場合は、入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 利用調整方法

入所希望の申込みをされた方の中で、合計基準指数の高い順に希望する保育施設等に内定します。

$$\text{基準指数 (父)} + \text{基準指数 (母)} + \text{調整基準指数} = \text{合計基準指数}$$



(2) 利用調整時期

1次・2次申込は申込みの受付期間終了後、随時申込は入所希望日(ならし保育を含む)の1か月前から利用調整を行います。

(3) 利用調整結果の通知

利用調整結果を1次申込は12月下旬～1月上旬、2次申込は2月下旬～3月上旬に通知します。随時申込は毎月5日(土日祝日の場合、翌開庁日)に利用調整を行い、結果は利用調整日から1週間程度で通知します。なお、随時申込で入所保留となった場合は、その後も年度内に限り利用調整の対象となります。初回のみ入所保留の通知をし、入所が可能になった時点で内定の通知をします。

《利用調整の優先順位に関する基準指数》

		父および母が保育できない事由	指数	
就労※ (自営業含む)		月140時間以上(週35時間以上)働いている	10	
		月120時間以上(週30時間以上)働いている	9	
		月100時間以上(週25時間以上)働いている	8	
		月80時間以上(週20時間以上)働いている	7	
		月60時間以上(週15時間以上)働いている(内職含む。)	6	
妊娠、出産		出産準備や産後静養が必要な場合	6	
疾病、負傷		入院	10	
		常時病臥、精神疾患	10	
		通院(週4日以上)	7	
		上記以外で子どもの保育ができない場合	6	
障がい		1、2級またはA判定程度	10	
		3級またはB判定程度	8	
		上記以外で子どもの保育ができない場合	6	
親族の 介護、看護	病院付添	入院中の親族の付添い(月120時間以上)が必要な場合	8	
		入院中の親族の付添い(月60時間以上)が必要な場合	7	
	在宅介護	常時介護(月120時間以上)が必要な場合	8	
		常時介護(月60時間以上)が必要な場合	7	
災害復旧		火災等の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	10	
求職(起業準備含む)		起業準備をしている場合(入所後3か月以内に起業予定であり、かつ起業準備中であることが確認できる場合に限る。)	5	
		求職活動をする場合	4	
就学(職業訓練含む)	学校、職業訓練校等へ通っている場合(月120時間以上)		7	
	学校、職業訓練校等へ通っている場合(月60時間以上)		6	
その他		上記各項目に類する状況と認められる場合	4～50	

※就労証明書に記載されている実労働時間(合計時間から休憩時間を除いた時間)が選考基準となります。

《調整基準指數》

条 件		指数
世帯の状況	父母ともに不存在の世帯（死亡・行方不明等）	25
	ひとり親世帯で、満65歳未満の祖父または祖母と同居していない世帯	17
	ひとり親世帯で、満65歳未満の祖父または祖母と同居している世帯	14
	生活保護世帯	6
	父母ともに入所希望日の前年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯を除く。）	1
子どもの状況	申込みの子どもに障がいがある場合	5
きょうだいの状況	きょうだいが既に在籍している施設を第1希望として申し込む場合	10
	きょうだいで新規に入所を希望する場合	2
	多胎児を含むきょうだいで新規に入所を希望する場合	5
	多子世帯（中学校就学前の子どもが3名以上いる場合）	1
	きょうだいに障がいがある場合	1
再申込	出産または育児休業取得により、米子市内の認可保育施設を一時退所しており、再度申込みをする場合（退所児童・育休対象児童ともに加算）	5
その他	小学校就学前までに卒園になる認可保育施設（ねむの木保育園・ゆりかご保育園・のぞみ保育園・リトルえんぜる保育園・わんぱく保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（従業員枠を除く。）から卒園し、申込みをする場合（年度当初の選考） (※キッズタウン第2保育園、ベビーエルル両三柳、ベビーエルルR431加茂は対象外。)	5
	保育士・幼稚園教諭・看護師として市内の保育施設等※に勤務する場合 (※認可保育施設、届出保育施設、院内保育所等)	10
	教員・放課後児童支援員・医療的ケア児の看護師として市内の小中学校及び民間学童施設等に勤務する場合	5
	上記各項目に類する状況と認められる場合	4～50

《合計基準指數が並んだ場合》

合計基準指數が並んだ場合は、以下の順で利用調整を行います。

1	希望順位が高い順
2	父母ともに不存在の世帯
3	ひとり親世帯
4	申込みの子どもに障がいがある場合
5	基準指數の優先順位（父または母の高い方を選択し、高い方が同位の場合は、父または母の低い方で選択） ①災害 ②疾病・障がい ③就労 ④看護・介護 ⑤就学 ⑥出産 ⑦求職
6	きょうだいで新規に入所を希望する場合
7	多子世帯（中学校就学前の子どもが3名以上いる場合）
8	利用調整の優先順位に関する基準指數のみで見た場合により指數の高い世帯
9	保育施設等に新規で入所を希望する場合
10	世帯の状況の優先順位 ①離婚調停中の場合 ②満65歳未満の祖父母と同居していない場合 ③父母のいずれかが単身赴任の（就労証明書の「17単身赴任期間」に記載がある）場合 ④多胎児の同時入所
11	A.I入所選考システムによる抽選



ならし保育とは、子どもが慣れるまで通常の利用時間より短い時間で保育を始めることです。保護者やご家族の就労状況等を考慮して実施していますので、内定した各保育施設等にご相談ください。また、ならし保育は、入所日以降となりますので、ご留意ください。



(1) 保育料について

保育料は、保育施設等の適切な運営経費として、父母等の所得状況（市民税所得割額）に応じて決定される月額の利用料です。月額料金のため、登園のない日（欠席日）があっても保育料がかかります。月途中の入退所につきましては日割計算となります。保育料以外に、延長保育利用料、主食費、用品代などの実費負担が発生する場合があります（施設や年齢により異なります）。3歳以上児（年少～年長クラス）の保育料は無償です。ただし、副食費（おかず・おやつ代）については保護者様のご負担となります。

(2) 保育料の算定について

保育料は、父母等（または子どもを扶養している親族）の市民税額における所得割額と子どもの年齢によって決定します。ただし、父母等（または子どもを扶養している親族）の合計所得が38万円以下（給与収入では93万円以下）の場合は、同居している祖父母等の最多納税者も含めて計算します。

4月分から8月分までの保育料は、前年度の市民税における所得割額で、9月分から翌年3月分の保育料は当年度の市民税における所得割額で計算します。金額は4月上旬と9月上旬頃に通知いたします。

父母等（または子どもを扶養している親族）の保育料の決定に必要な書類（P5(2)を参照）は、認定申請時に提出してください。提出がない場合や市民税における所得割額が変更になった場合は、課税資料等の調査により入所日にさかのぼって保育料を変更することになります。

(3) 納付について

○保育料

公立保育所、私立保育所、公立認定こども園の保育料については、各月の月末（月末が休みの場合は翌開庁日）を納期限とし、米子市へ納付していただきます。納付方法は、原則として口座振替のご登録をお願いいたします。口座振替の登録がない方については、毎月中旬頃に納付書を送付いたします。金融機関や市の窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納期限までに納付してください。

○副食費

公立保育所、公立認定こども園の副食費（おかず・おやつ代）についても、各月の月末（月末が休みの場合は翌開庁日）を納期限とし、米子市へ納付していただきます。納付方法は、原則として口座振替のご登録をお願いいたします。口座振替の登録がない方については、毎月中旬頃に納付書を送付いたします。金融機関や市の窓口で納期限までに納付してください。

※副食費はコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでの納付はご利用いただけません。

※私立保育所の副食費、私立認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所は納付の方法が異なりますので、利用施設へご確認ください。

詳しくは米子市ホームページをご確認ください。

保育料について
(米子市HP)





(1) 教育・保育給付認定申請書の記載内容（住所・家族構成・勤務状態等）や支給認定証の記載内容および有効期限が変更になる場合は、事前にこども支援課にご連絡をお願いします。

(2) 4月1日からの転園を希望される方は、電子申請にて必要書類を提出してください（P5（1）（2）参照）。「申請区分」の項目は「転園申請」を選択してください。

利用調整により転園することが内定した場合は、現在入所中の保育施設には別の方を内定します。そのため、現在入所中の保育施設の継続利用はできませんので、ご注意ください。

また、転園が内定しなかった場合に、現在入所中の保育施設に継続利用を希望される方は、「現在入所している施設名」の欄に必ず入力（記入）のうえ、「転園ができなかつた場合」の欄は「現在入所中の施設を継続利用」を選択してください。選択がない場合は、継続利用を希望されないものとみなします。

【利用に関するQ&A】

Q.育児休業中で申込みはできますか。

A.入所してから1か月以内に仕事の復帰をしていただくことを条件に申込みができます。

Q.出産予定で申込みはできますか。

A.1次申込については申込みできます。ただし、認定証の交付と利用調整結果の通知は、住民登録を確認してからになります。出生届出時に申し出てください。

Q.保育短時間で認定された場合は、保育短時間の時間帯しか利用できませんか。

A.仕事などの理由があれば、開所時間の範囲内で利用できます。ただし、延長保育の利用料がかかります。なお、シフト制や通勤時間の都合等で常態的に利用可能な時間帯を超える時は、保育標準時間認定に変更できる場合がありますので、こども支援課までご相談ください。

Q.入所申込で、「希望する保育施設等に入所できない場合は、育児休業の延長も選択可能である。」を選択した場合、必ず保留となりますか。

A.当該項目を選択した場合、調整指數-20点を適用し、優先順位を下げる取扱いを行いますが、利用調整の結果、入所可能な場合は内定となり、保留を確約するものではありません。なお、育児休業給付金は国の制度であるため、ハローワーク等の審査内容については、米子市こども支援課にお問い合わせいただいてもお答えできません。詳細を確認したい場合は勤務先・ハローワーク等にお問い合わせください。

Q.認定証の有効期限が切れたたら、認可保育施設に入所していなくても更新が必要ですか。

A.保育施設等に入所しておらず、保育の必要性の事由に当てはまる状況でなくなった場合は更新は必要ありませんが、保育の必要性の事由に当てはまる状況になった場合については再度認定申請をしていただく必要があります。

米子市保育所利用者負担額（保育料）表

認定区分(2号・3号)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間の保育料【月額】 下段()内は保育短時間の場合		備考
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0		
B 1	A階層を除く 市民税非課税世帯	母子世帯等	0	
B 2		上記以外の世帯	0	
C 1	市民税均等割課税額の世帯を含む	48,600円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
C 2		48,600円未満 の上記以外の世帯	13,600 (13,400)	
D 1		61,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 2		61,000円未満 の上記以外の世帯	18,900 (18,500)	
D 3		71,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 4		71,000円未満 の上記以外の世帯	19,500 (19,100)	
D 5		77,101円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)	
D 6		97,000円 未満	24,000 (23,600)	0 (※)
D 7		109,000円 未満	31,100 (30,600)	
D 8		139,000円 未満	32,700 (32,100)	
D 9		169,000円 未満	34,200 (33,600)	
D 10		199,900円 未満	39,000 (38,200)	
D 11		261,000円 未満	42,700 (41,900)	
D 12		301,000円 未満	46,300 (45,500)	
D 13		333,000円 未満	48,800 (47,800)	
		365,000円 未満	50,400 (49,400)	
		397,000円 未満	52,000 (51,000)	
		397,000円 以上	58,200 (57,100)	

1. 同時在園の保育料軽減

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・特別支援学校の幼稚部等に入所している同一世帯の就学前児童のうち、2人目が保育所入所の場合は2分の1の額、3人目以降が保育所入所の場合は、保育料が0円になります。なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
- ② C 2、D 1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、1人目が保育所等に入所している場合に限り2人目の保育料が0円となります。

2. 多子世帯の保育料軽減

- ① 保護者と生計同一の3人目以降の児童が保育所等に入所する場合は、保育料が0円になります。
- ② C 2、D 1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が2分の1の額になります。

3. 月途中の入退所された場合の保育料計算

(保育料の月額) × (その月の在籍日数) ÷ (25日) = (その月の保育料)

4. 母子世帯等の負担額について

C 1、D 1、D 2、D 3の一部の各階層に認定された母子世帯等において、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目以降の保育料が0円になります。

(※)

3歳以上児の保育料は無償化されます。

なお、副食(おかげ、おやつ)に係る費用については施設への直接支払いとなり、負担が残ります。